

第2次府中市自殺総合対策計画について

第2次府中市自殺総合対策計画の概要

法的根拠	自殺対策基本法第13条
計画期間	令和6年度から令和10年度の5年間
数値目標	自殺総合対策大綱に基づき検討していく。自殺総合対策大綱には平成27年と比較して30%以上減少させると明記されている。 <div data-bbox="326 792 563 961" style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> <p>【参考】 市における 30%減少した 数値</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> • 自殺死亡率16.5→11.6 • 自殺死亡者数42人（男33人女9人） →29人以下（男23人女6人）
市における第2次計画の基本的な考え方	地域の課題を踏まえ、幅広い分野で生きることの促進因子を増やし、阻害因子を減らすことを通じて、生きることの包括的支援を推進する。

策定に向けた今後のスケジュール（予定）

